

## 令和5年度「標準的な健診・保健指導プログラムに関する研修会」実施要領

平成20年度から生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を医療保険者が実施することになり、生活習慣病の有病者・予備群の減少など具体的な数値目標を掲げています。

この目標を確実に達成するには、各医療保険者が健診・保健指導事業を適切に企画、評価し、「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいた保健指導を実施することが必要です。

このため、生活習慣病対策を効果的に推進できる人材を育成することを目的とし、医療保険者、関係団体等特定健診・特定保健指導に関わる方々に研修を実施いたします。

### 1. 主催

長崎県保険者協議会

### 2. 日時及び対象者

1) 令和5年8月23日(水) (1日間) 9時50分～14時10分

ウ) 医療保険者及び医療機関等実施機関に所属する事務担当者

2) 令和5年8月23日(水)～8月24日(木) (2日間)

1日目:9時50分～16時30分、2日目:9時50分～16時20分

ア) 保健指導実施者(経験年数1年～2年)

イ) 保健指導実施者(経験年数3年以上)

#### 【留意点】

本研修は国が定めた「メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業実施要綱」に基づき策定された「健診・保健指導の研修ガイドライン」に準じて実施します。

特定健診・特定保健指導に関する知見は実践並びに研究の蓄積により科学的根拠が確立されていくものであるため、研修内容もそれらに合わせて変更していくことが考えられます。そのため、本研修は6年ごとに受講することが望ましく、修了証は初回のみ交付します。

### 3. 開催形式

オンラインによる開催(本会 Cisco Webex Meetings を使用)

※本年度はサテライト会場(各保健所及び振興局)を設けません。

参加者には後日、URL、ID、パスワード等をお知らせしますので、各自ご参加ください。

### 4. 内容

別添日程表の通り

### 5. 申し込み方法

令和5年8月10日(木)までに「長崎県保険者協議会」ホームページの受講申し込みフォームより お申し込みください。

(「長崎県保険者協議会」で検索

⇒<http://www.nagasaki-kokuho.or.jp/publics/index/57/>)

(受講申込書の提出は不要です)。

・締切日を過ぎてからの申し込みはお断りしていますのでご了承ください。

## 6. 研修会資料及び Web 会議システム接続マニュアル取得のお願い

令和5年8月18日(金)を目途に「長崎県保険者協議会」のホームページに掲載いたしますので、受講者の方は印刷の上、ご準備くださいますようお願いいたします。

※ダウンロードファイルにはパスワードを付与しています。受講申込完了後に、ご登録いただいたメールアドレスへパスワードをお知らせしますのでご注意ください。

(「長崎県保険者協議会」で検索⇒<http://www.nagasaki-kokuho.or.jp/publics/index/57/>)

## 7. 参加費

無料

## 8. その他

### (1) アンケートについて

研修会を受講される方へ受講前・受講後にアンケートを実施いたします。

「長崎県保険者協議会」ホームページのアンケートフォームよりそれぞれ期日までにご回答ください。

### (2) 修了証について

研修修了者のうち、希望者のみに講義終了後に修了証を発行(※)いたしますので、受講申し込みフォームで発行希望の有無を登録してください。

原則として再発行はいたしませんのでご注意ください。

なお、修了証は後日受講状況を事務局で確認の上、各ご所属の機関へ郵送いたします。

(※)発行は(1)のアンケート回答を必須といたしますのでご注意ください。

### (3) 参考資料について

特定健診・特定保健指導の従事者は必ず目を通しておいてください。

#### ①「標準的な健診・保健指導プログラム」(平成30年度版)

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194155.html>)

#### ②「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3.2版)」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/content/12400000/000735512.pdf>)

## 9. 問い合わせ先

長崎県国民健康保険団体連合会(保険者協議会事務局)

〒850-0025 長崎市今博多町8-2

担当:保険者支援課 企画広報・健診班

TEL(095)826-7301

FAX(095)826-7384

(別紙)

令和5年度「標準的な健診・保健指導プログラム」に関する研修会における  
修了証の取り扱いについて

## 1. 修了証の種類と所要の過程

この研修は、メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業実施要綱(厚生労働省健康局)に定める実践者育成研修プログラムとしての内容を満たしたものであり、修了証は受講者がその所定内容を修了したことを証するものです。

修了証は、長崎県保険者協議会長名で交付します。

発行する修了証の種類と所要過程は下記のとおりです。

種類	所要の課程	対象
修了証①	初任者(1年~2年)	医師、保健師、管理栄養士及び一定の保健指導実務経験のある看護師及び事務職
修了証②	経験者(3年以上)	医師、保健師、管理栄養士及び一定の保健指導実務経験のある看護師

## 2. 修了証発行のための条件

所定の課程をすべて受講し、事前・事後アンケートに回答いただいた場合にのみ発行します。